

四日市市上下水道局告示第45号

公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図書は、四日市市上下水道局管理部生活排水課に備え置いて縦覧に供する。

平成30年12月14日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

平成30年12月28日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する施設の位置

四日市市上下水道局管理部生活排水課に備え置く図面のとおり

3 分流式にて、公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域

- (1) 三重郡川越町大字亀崎新田80番地2、北勢沿岸流域下水道北部浄化センターを終末処理場とする区域

垂坂町、大字羽津、大矢知町の各一部

- (2) 四日市市寿町2番8号、日永浄化センターを終末処理場とする区域

前田町、小古曾一丁目、西日野町、大字泊村、東日野一丁目の各一部

4 縦覧期間

平成30年12月14日から平成30年12月28日まで

(上下水道局 管理部 生活排水課)